

第3次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画
事務事業編（改定版）
2025年度～2030年度



勝浦市

令和7年3月

目次

第1章 背景.....	1
1.1 気候変動の影響.....	1
1.2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向.....	1
1.3 地球温暖化対策を巡る国内の動向.....	1
第2章 基本的事項.....	4
2.1 目的.....	4
2.2 計画期間及び基準年度.....	4
2.3 対象とする範囲.....	4
2.4 対象とする温室効果ガスの種類.....	4
2.5 温室効果ガス排出量の算定方法.....	5
2.6 計画の位置付け.....	6
第3章 温暖化対策と温室効果ガスの排出状況.....	7
3.1 勝浦市の取り組み.....	7
3.2 第3次実行計画の達成状況.....	8
3.3 中間目標年度時点での状況分析.....	12
第4章 温室効果ガスの排出削減目標.....	13
4.1 目標設定の考え方.....	13
4.2 温室効果ガスの削減目標.....	14
第5章 目標達成に向けた取り組み.....	16
5.1 取り組みの基本方針.....	16
5.2 具体的な取り組み内容.....	17
第6章 計画の推進体制と進捗管理.....	21
6.1 推進体制と役割.....	21
6.2 点検・評価・見直し.....	23
6.3 進捗状況の公表.....	23
資料編.....	24
対象とする施設等一覧.....	24
電気事業者別排出係数.....	25
一般廃棄物中の水分含有率及び廃プラスチック類比率.....	25
事務・事業の区分.....	26
第3次計画における排出量実績.....	27

第1章 背景

1.1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界中で異常高温や気象災害等が多発しており、特に日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行し、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加していることが指摘されています。

2023（令和5）年3月には、IPCC第6次評価報告書統合報告書が公表され、同報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっていること、地球温暖化が進行するにつれて同時多発的なハザードが増大すること、この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つこと等が示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、更に猛暑や豪雨のリスクが高まることが予測されています。

1.2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050（令和32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050（令和32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

1.3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020（令和2）年10月、我が国は、2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平

成25) 年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021(令和3)年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050(令和32)年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取り組みやイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021(令和3)年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025(令和7)年2月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年ネット・ゼロ(カーボンニュートラル)の実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、目標として、2030(令和12)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくこと、2035(令和17)年度、2040(令和22)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度からそれぞれ60%、73%削減することも示され、2030(令和12)年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1-1 地球温暖化対策計画における温室効果ガス別の排出削減・吸収量の目標・目安

【単位：100万t-CO₂、括弧内は2013年度比の削減率】

	2013年度実績	2030年度(2013年度比)※1	2040年度(2013年度比)※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760(▲46%※3)	380(▲73%)
エネルギー起源CO ₂	1,235	677(▲45%)	約360~370(▲70~71%)
産業部門	463	289(▲38%)	約180~200(▲57~61%)
業務その他部門	235	115(▲51%)	約40~50(▲79~83%)
家庭部門	209	71(▲66%)	約40~60(▲71~81%)
運輸部門	224	146(▲35%)	約40~80(▲64~82%)
エネルギー転換部門	106	56(▲47%)	約10~20(▲81~91%)
非エネルギー起源CO ₂	82.2	70.0(▲15%)	約59(▲29%)
メタン(CH ₄)	32.7	29.1(▲11%)	約25(▲25%)
一酸化二窒素(N ₂ O)	19.9	16.5(▲17%)	約14(▲31%)
代替フロン等4ガス	37.2	20.9(▲44%)	約11(▲72%)
吸収源	-	▲47.7(-)	▲約84(-)※4
二国間クレジット制度(JCM)	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

※1 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※2 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

※3 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

※4 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3.(1)に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：地球温暖化対策計画(環境省)

(<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>)

2025（令和7）年2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下、「政府実行計画」という。）の改定も行われました。2013（平成25）年度を基準として、温室効果ガス総排出量を2030（令和12）年度までに50%、2035（令和17）年度までに65%、2040（令和22）までに79%削減することを目標とし、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025（令和7）年度までに95%、2030（令和12）年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019（令和元）年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2024（令和6）年12月末時点においては1,127地方公共団体と加速度的に増加しています。

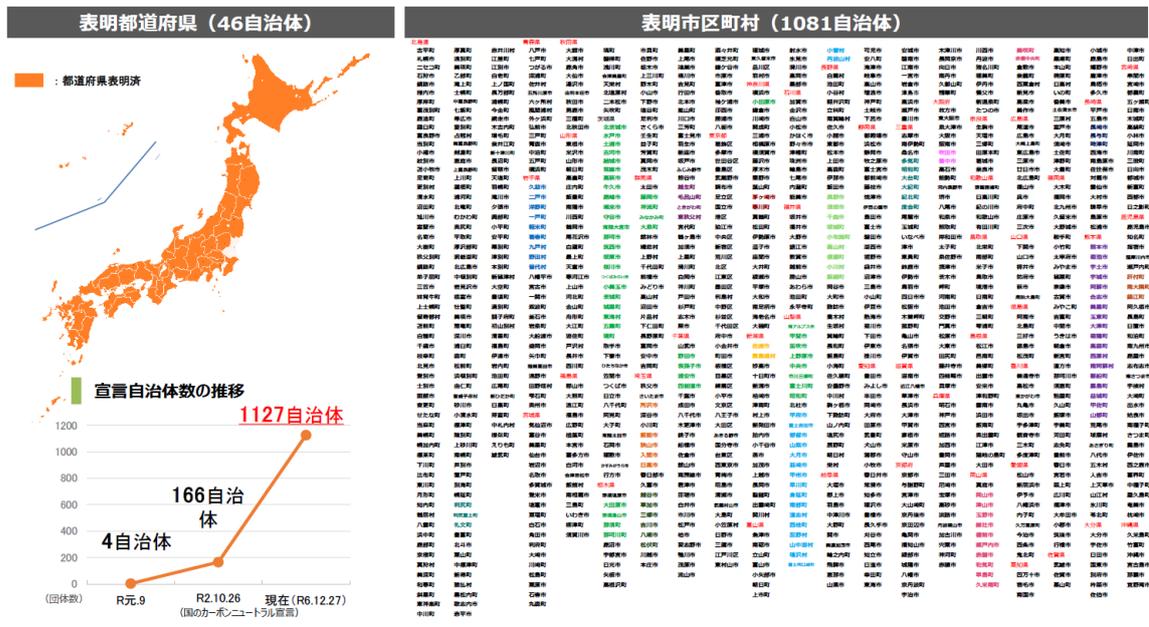


図1-1 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体（2024（令和6）年12月27日時点）

出典：地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況（環境省）
<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>

千葉県では、2021（令和3）年2月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行いました。また、2023（令和5）年3月に、「千葉県カーボンニュートラル推進方針」を策定、「千葉県地球温暖化対策実行計画」及び「千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編（改定第4次）（千葉県庁エコオフィスプラン）」の見直しを行い、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガスの排出削減等に取り組んでいます。

第2章 基本的事項

2.1 目的

第3次勝浦市地球温暖化対策実行計画事務事業編（改定版）（以下、「改定第3次実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2.2 計画期間及び基準年度

改定第3次実行計画では2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間を計画期間とし、基準年度を2013（平成25）年度とします。また、必要に応じて計画期間内でも見直しを行います。

項目	年度									
	2013 (H25)	...	2018 (H30)	...	2022 (R04)	...	2024 (R06)	2025 (R07)	...	2030 (R12)
期間中の事項	基準 年度		計画 開始		中間 目標 年度		計画 改定	改定 計画 開始		目標 年度
計画期間			第3次実行計画					改定第3次実行計画		

図2-1 計画期間のイメージ

2.3 対象とする範囲

改定第3次実行計画の対象範囲は、本市の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は資料編を参照してください。

また外部への委託や指定管理制度等により実施する事業等は、受託者等に対し、必要な温室効果ガス排出削減等の措置を講ずるよう要請するものとします。

2.4 対象とする温室効果ガスの種類

事務事業編で対象となる温室効果ガスのうち、本市では、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）はほとんど発生せず、排出による影響は小さいと考えられます。このため、改定第3次実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします（三ふっ化窒素（NF₃）は算定対象外）。また、地球温暖化係数は次のとおりです（地球温暖化対策推進法施行令第4条）。

表2-1 対象とする温室効果ガスの種類及び地球温暖化係数

温室効果ガス	施行令	主な活動の区分	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	一号ロ 一号ハ 一号ホ	燃料の使用 他人から供給された電気の使用 一般廃棄物の焼却	1
メタン (CH ₄)	二号ロ 二号ハ 二号ニ 二号ヲ 二号ワ 二号カ	ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用 家庭用機器における燃料の使用 自動車の走行 施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理 一般廃棄物の焼却	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)	三号ハ 三号ニ 三号ホ 三号ワ 三号カ 三号ヨ	ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用 家庭用機器における燃料の使用 自動車の走行 施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理 一般廃棄物の焼却	265
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	四号イ	自動車用エアコンディショナーの使用	1,300

2.5 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出係数は、温暖化対策推進法施行令に定められている算出方法に従い、活動量（電気・燃料等の使用量など）に排出係数及び地球温暖化係数を乗じて算出します。ただし、温室効果ガスの種類によって温室効果の程度が異なるため、二酸化炭素相当量に換算をします。温室効果ガス排出量の具体的な算定方法等については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）(旧温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン)(令和6年4月、環境省・大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室)」を参照します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

活動量とは、電気や燃料等のエネルギー使用量や、公用車の走行距離を指します。

なお電気に関しては、再生可能エネルギー由来の電力調達等の取り組みを反映するため、基礎排出係数を用いた温室効果ガス排出量に加えて、調整後排出係数を用いた温室効果ガス排出量についても併せて算定します。

また本計画において定める温室効果ガス排出量の削減目標の達成は、調整後排出係数を用いて算定した排出量を用いて評価することができるものとします。

2.6 計画の位置付け

改定第3次実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び勝浦市総合計画等に即して策定します。

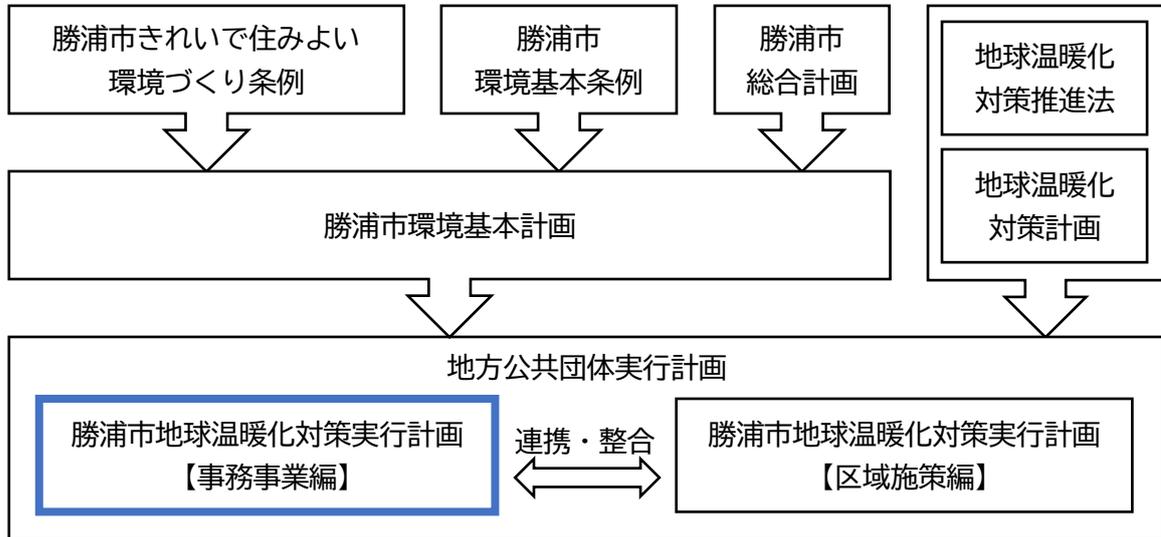


図2-2 計画の位置づけ

第3章 温暖化対策と温室効果ガスの排出状況

3.1 勝浦市の取り組み

本市では、地球温暖化対策推進法に基づき、2010（平成22）年3月に「勝浦市地球温暖化防止対策実行計画」（以下、「第1次実行計画」という。）を策定し、職員一人ひとりが温室効果ガス排出抑制に努めました。

第1次実行計画期間終了後、引き続き地球温暖化対策に取り組むため、2014（平成26）年3月に「第2次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画」（以下、「第2次実行計画」という。）を策定し、また2019（平成31）年3月に、「第3次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画」（以下、「第3次実行計画」という。）を策定しました。

各実行計画の概要は次のとおりです。

表3-1 第1次、第2次及び第3次実行計画の概要（単位：t-CO₂）

	第1次実行計画	第2次実行計画※	第3次実行計画（改定前）	
計画期間	2010～2012年度 (H22～H24年度)	2013～2017年度 (H25～H29年度)	2018～2030年度 (H30～R12年度)	
対象とする 温室効果ガス	・二酸化炭素 (CO ₂)	・二酸化炭素 (CO ₂)	・二酸化炭素 (CO ₂) ・メタン (CH ₄) ・一酸化二窒素 (N ₂ O) ・ハイドロフルオロカーボン (HFC)	
基準年度	2001(H13)年度	2012(H24)年度	2013(H25)年度	
基準値	6,281	6,483	7,264	
目標年度	2012(H24)年度	2017(H29)年度	2022(R04)年度 中間目標	2030(R12)年度 目標
目標値	5,841	6,056	5,906	5,206
削減量	▲440	▲427	▲1,358	▲2,058
削減率	▲7%	▲7%	▲18.7%	▲28.3%

※第2次実行計画の「基準値」「目標値」「削減量」「削減率」を修正しました。

①電気の使用に伴う電気事業者ごとの実排出係数について、第2次実行計画策定時に、2012（平成24）年度の値を使用しなかった。

②一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出について、「廃プラスチック類（合成繊維を除く。）」のみを算定し、「廃プラスチック類（合成繊維に限る。）」を算定していなかった。

上記①、②の理由により、第2次実行計画の基準値、目標値及び削減量（率）を修正しました。なお、活動量に変更はありません。

3.2 第3次実行計画の達成状況

3.2.1 温室効果ガス総排出量

本市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013（平成25）年度において、7,264t-CO₂となっています。過去からの推移を見ると、近年は減少傾向にあります。

中間目標年度である2022（令和4）年度においては、電気や廃棄物焼却から生じる温室効果ガスの削減により、排出量は5,759t-CO₂となり、目標値である5,906t-CO₂を下回りました。

表3-2 勝浦市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

（単位：t-CO₂）

年度	排出量	2013(H25)年度比	
		削減量	削減率
2013(H25)（基準年度）	7,264		
2014(H26)	5,993	▲1,271	▲17.5%
2015(H27)	5,713	▲1,551	▲21.4%
2016(H28)	6,412	▲852	▲11.7%
2017(H29)	5,966	▲1,298	▲17.9%
2018(H30)	5,823	▲1,441	▲19.8%
2019(H31)	5,256	▲2,008	▲27.6%
2020(R02)	5,316	▲1,948	▲26.8%
2021(R03)	5,246	▲2,018	▲27.8%
2022(R04)	5,759	▲1,505	▲20.7%

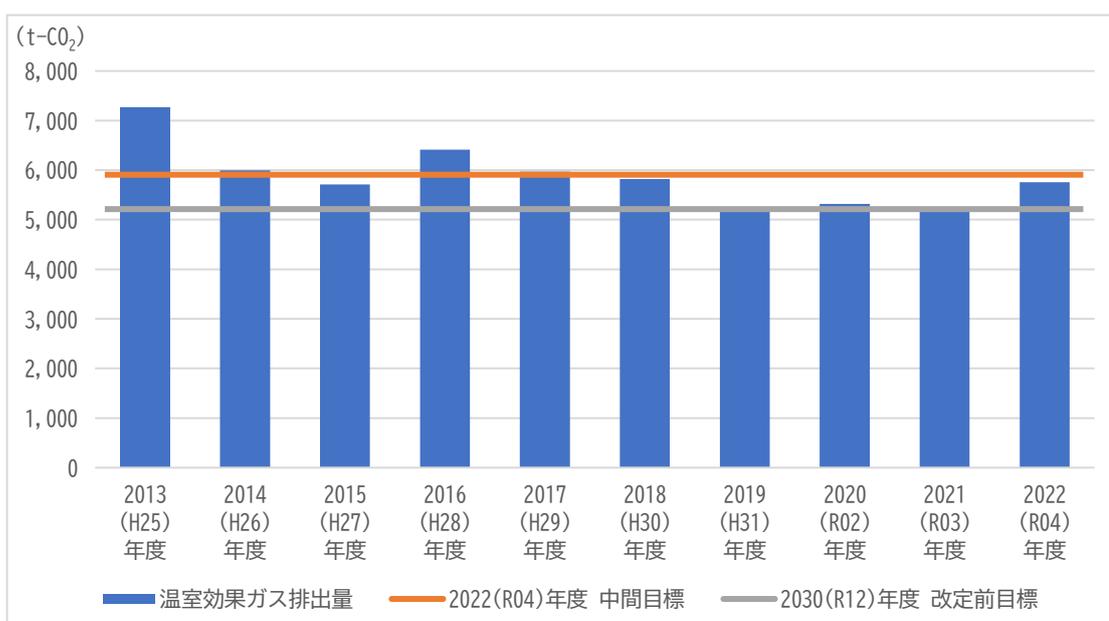


図3-1 勝浦市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

3.2.2 温室効果ガス種別の排出量

第3次実行計画では、温室効果ガス種別ごとの削減量の中間目標を設定しました。この目標に対して2022（令和4）年度の実績をみると、非エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）は目標を達成し、更に改定前の2030（令和12）年度目標も達成しています。また二酸化炭素（CO₂）全体でも中間目標を達成しました。

一方でエネルギー起源二酸化炭素（CO₂）の排出量は基準より減少していますが、中間目標を達成することはできませんでした。

表3-3 温室効果ガス種別の排出量（単位：t-CO₂）

温室効果ガス種別	2013(H25)	2022(R04)	2030(R12)	2022(R04)年度		評価
	年度 基準	年度 中間目標	年度 改定前目標	実績	中間目標比	
二酸化炭素(CO ₂)	7,088	5,738	5,044	5,616	▲2.1%	○
エネルギー起源	4,147	3,208	2,514	3,293	2.6%	△
公用車以外の燃料	410	316	246	387	22.7%	△
電気	3,519	2,710	2,112	2,755	1.7%	△
公用車の燃料	218	183	157	151	▲17.4%	◎
非エネルギー起源	2,941	2,529	2,529	2,323	▲8.2%	◎
メタン(CH ₄)	51	48	45	42	▲12.6%	◎
一酸化二窒素(N ₂ O)	123	119	116	99	▲16.8%	◎
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	2	2	2	1	▲5.3%	◎
合計	7,264	5,906	5,206	5,759	▲2.5%	○

◎：目標（2030(R12)年度）を達成している項目

○：中間目標（2022(R04)年度）を達成している項目

△：中間目標（2022(R04)年度）を達成していない項目

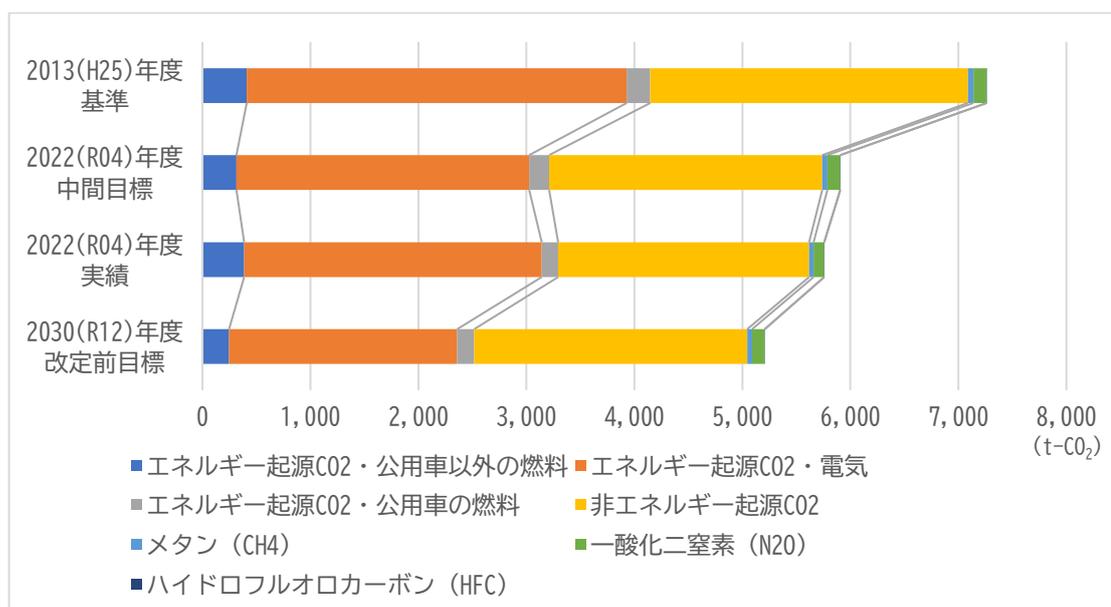


図3-2 温室効果ガス種別の排出量

3.2.3 エネルギー種別の排出量

エネルギー種別ごとの削減量の中間目標について、2022（令和4）年度の実績をみると、公用車の燃料、一般廃棄物焼却、公用車の走行等は目標を達成し、更に改定前の2030（令和12）年度目標も達成しています。

一方で公用車以外の燃料及び電気の排出量は基準より減少していますが、中間目標を達成することはできず、またガス機関については皆増となりました。

表3-4 エネルギー種別の排出量 (単位：t-CO₂)

エネルギー種別	2013(H25)	2022(R04)	2030(R12)	2022(R04)年度		評価
	年度	年度	年度	実績	中間目標比	
	基準	中間目標	改定前目標			
公用車以外の燃料	410	316	246	387	22.7%	△
電気	3,519	2,710	2,112	2,755	1.7%	△
公用車の燃料	218	183	157	151	▲17.4%	◎
一般廃棄物焼却	3,054	2,639	2,635	2,416	▲8.4%	◎
公用車の走行	6	6	6	4	▲37.8%	◎
家庭用機器	0	0	0	0	▲67.6%	◎
ガス機関	0	0	0	3	皆増	×
下水処理等	14	13	12	9	▲30.6%	◎
浄化槽	41	39	37	33	▲16.0%	◎
公用車のエアコン	2	2	2	1	▲5.3%	◎
合計	7,264	5,906	5,206	5,759	▲2.5%	○

◎：目標（2030(R12)年度）を達成している項目

○：中間目標（2022(R04)年度）を達成している項目

△：中間目標（2022(R04)年度）を達成していない項目

×：基準年度（2013(H25)年度）から増加している項目

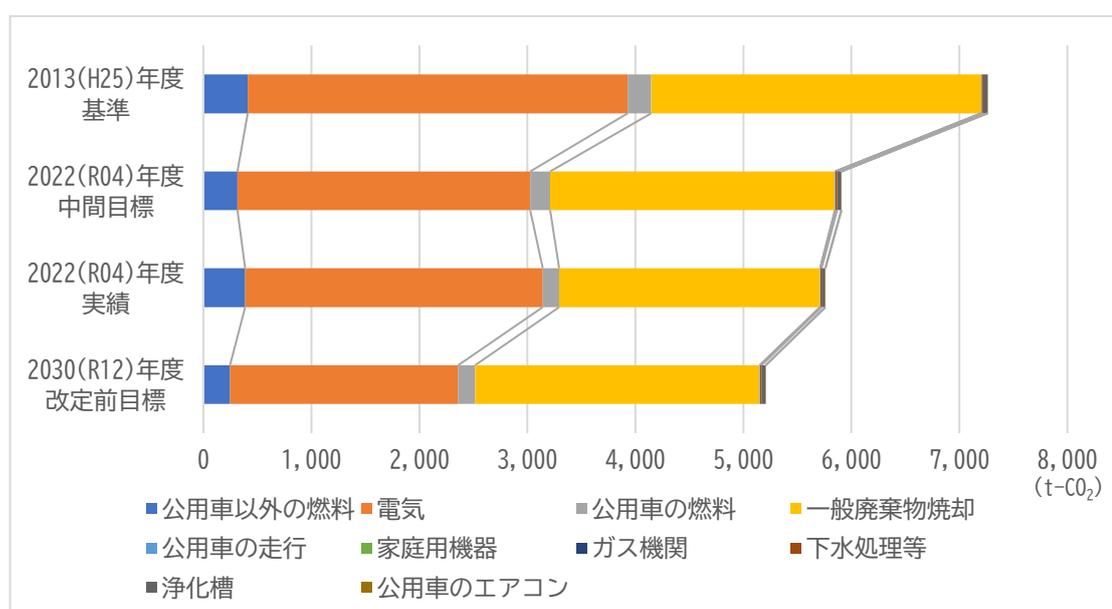


図3-3 エネルギー種別の排出量

3.2.4 部署別の排出量

部署別ごとの削減量の中間目標について、2022（令和4）年度の実績をみると、企画課、財政課、高齢者支援課、清掃センター、農林水産課、福祉課、議会事務局、選挙管理委員会、公民館、図書館は目標を達成し、更に改定前の2030（令和12）年度目標も達成しています。また、消防防災課、税務課、都市建設課、水道課、学校教育課でも目標を達成しました。

一方で総務課、生活環境課、勝浦診療所の排出量は基準より減少していますが、中間目標を達成することはできず、また市民課、観光商工課、生涯学習課、学校給食共同調理場については基準年度より増加し、芸術文化交流センターについては皆増となりました。

表3-5 部署別の排出量 (単位：t-CO₂)

部署別	2013(H25)	2022(R04)	2030(R12)	2022(R04)年度		評価
	年度 基準	年度 中間目標	年度 改定前目標	実績	中間目標比	
総務課	403	311	243	368	18.5%	△
消防防災課	30	24	20	20	▲15.5%	○
企画課	18	15	13	0	皆減	◎
財政課	15	13	11	10	▲24.5%	◎
税務課	2	2	1	1	▲12.8%	○
市民課	3	3	2	4	50.6%	×
高齢者支援課	6	5	4	4	▲28.9%	◎
生活環境課	82	63	50	69	8.7%	△
清掃センター	4,392	3,678	3,453	3,154	▲14.2%	◎
都市建設課	222	172	135	168	▲2.4%	○
農林水産課	7	6	5	4	▲33.3%	◎
観光商工課	36	30	25	288	868.2%	×
福祉課	406	315	248	115	▲63.6%	◎
勝浦診療所	13	10	8	12	18.0%	△
水道課	974	751	586	727	▲3.2%	○
議会事務局	2	1	1	1	▲60.9%	◎
選挙管理委員会	0	0	0	0	-	◎
学校教育課	419	326	258	264	▲19.2%	○
生涯学習課	8	6	5	12	95.6%	×
公民館	20	16	13	-	▲100.0%	◎
芸術文化交流センター	-	-	-	262	皆増	×
図書館	39	30	24	24	▲21.7%	◎
学校給食共同調理場	168	129	101	254	95.9%	×
合計	7,264	5,906	5,206	5,759	▲2.5%	○

◎：目標（2030(R12)年度）を達成している項目

○：中間目標（2022(R04)年度）を達成している項目

△：中間目標（2022(R04)年度）を達成していない項目
 ×：基準年度（2013(H25)年度）から増加している項目
 ※課名等は2022（令和4）年度現在のもので、なお2013（平成25）年時点では、消防防災課関係事務は総務課が行っていましたが、便宜上、総務課分と消防防災課分を区分して計上しています。

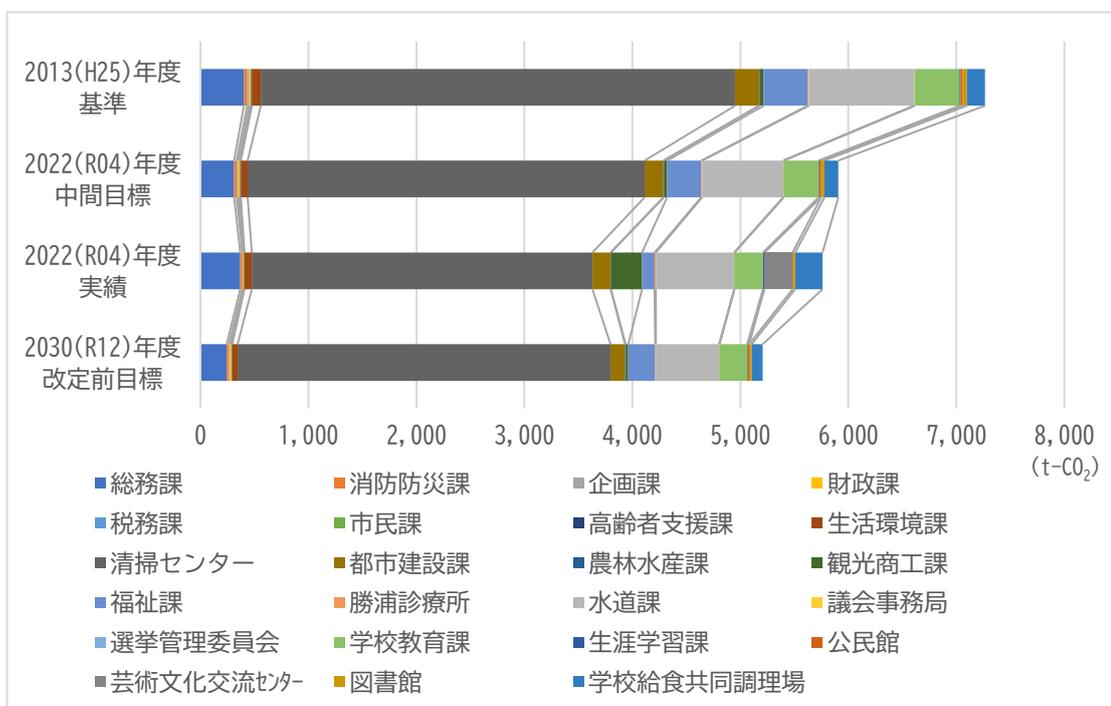


図3-4 部署別の排出量

3.3 中間目標年度時点での状況分析

第3次実行計画における温室効果ガスの排出量について状況分析を行うと、全体としては中間目標を達成していますが、エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）、特に電気・公用車以外の燃料から生じる温室効果ガスに対する取り組みが不十分であることが分かりました。これらについて、より積極的に排出削減に取り組む施策が必要です。

また部署別の排出量を見ると、観光商工課、芸術文化交流センターなどの基準年度以降に大規模な建物を建築した部署で排出量が大きく増加しました。これらの施設では、電気・公用車以外の燃料を多く使用しているため、重点的に排出量削減の施策に取り組む必要があります。

一方で、中間目標を達成している非エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）についても、排出量全体に占める割合が多いため、取り組みの強化が必要です。一般廃棄物の焼却から生じる温室効果ガスの算定にあたっては、焼却する一般廃棄物中の「廃プラスチック類比率」「水分含有率」を用いているため、焼却量の減少のみならず、その組成に関しても積極的な取り組みを行う必要があります。

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

4.1 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取り組みは、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。これを踏まえ、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、複数のガス別部門別の目標を組み合わせた手法^{※1}により、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を次のとおり設定します。

表4-1 ガス別部門別の削減率

温室効果ガスの種類	区分	削減目標の設定の手法	削減率
エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)	公用車以外の燃料	地球温暖化対策計画における 「業務その他部門」の目標	51.0%
	電気	地球温暖化対策計画における 「業務その他部門」の目標 +重点的な取り組み目標 ^{※2}	56.0%
	公用車の燃料	地球温暖化対策計画における 「運輸部門」の目標	35.0%
非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)	一般廃棄物の焼却	廃棄物焼却量の削減において、対策評価指標である「廃プラスチックの焼却量（乾燥ベース）」から勘案 ^{※3}	46.0%
メタン (CH ₄)	ガス機関 家庭用機器 公用車の走行	地球温暖化対策計画における 「メタン (CH ₄)」の目標	11.0%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水処理等 浄化槽 一般廃棄物の焼却	地球温暖化対策計画における 「一酸化二窒素 (N ₂ O)」の目標	17.0%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	公用車のエアコン	温室効果ガス総排出量に占める割合が軽微なため	0.0%

※1 「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（令和6年4月、環境省・大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室）」（以下、「マニュアル」という。）P104、109、110 地球温暖化対策計画等に基づき期待される水準の設定方法の手法2、表4-18、表4-20参照。

※2 中間目標の達成状況から重点的な取り組みが必要と考えられるため、※1の削減目標である51%に5%を加算。

※3 マニュアルP114 非エネルギー起源CO₂排出量のうち、廃プラスチック類の焼却に伴う排出量を地球温暖化対策計画に示された対策の削減量の根拠を参考に検討する手法参照。

4.2 温室効果ガスの削減目標

本市の温室効果ガス総排出量を基準年度（2013（平成25）年度）に比べ、目標年度（2030（令和12）年度）までに50.0%削減することを目標とします。

2030（令和12）年度までに基準年度（2013（平成25）年度）比で
50.0%削減

表4-2 温室効果ガスの削減目標 (単位：t-CO₂)

項目	2013(H25)年度 基準	2022(R04)年度 中間目標	2030(R12)年度 目標
温室効果ガス総排出量	7,264	5,906	3,628
2013(H25)年度比削減率		18.7%	50.0%

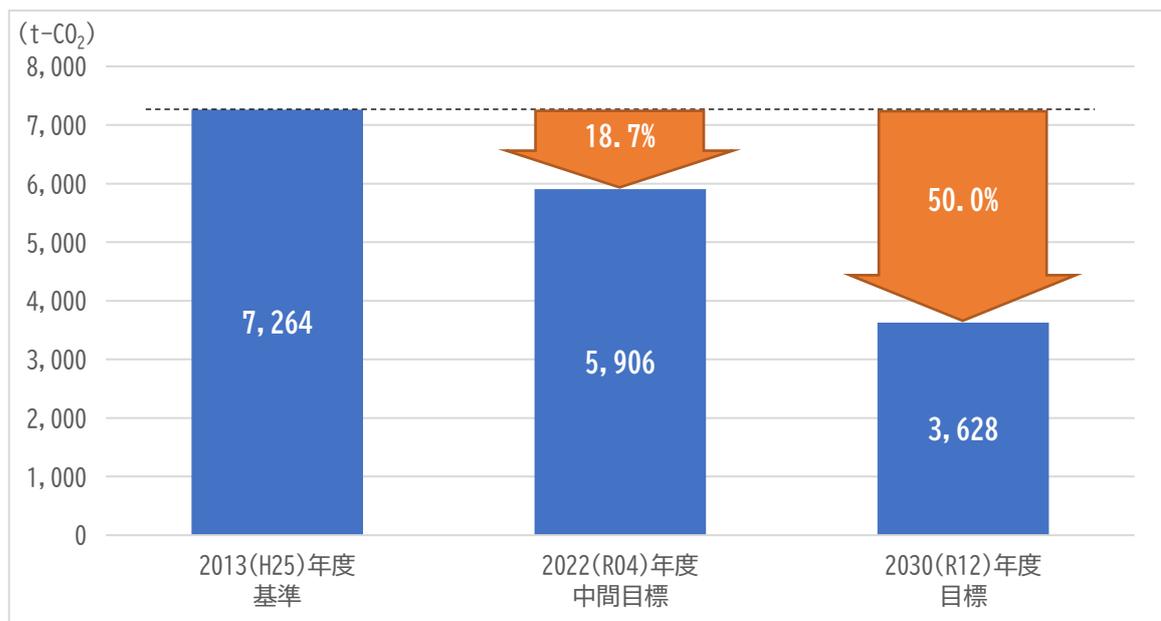


図4-1 温室効果ガスの削減目標

なお、ガス部門別の削減率に基づく削減目標は次のとおりです。

表4-3 温室効果ガスの削減目標 (単位：t-CO₂)

温室効果ガスの種類	区分	温室効果ガス排出量			削減率	
		2013(H25) 年度 基準	2022(R04) 年度 中間目標	2030(R12) 年度 目標	2022(R04) 年度 中間目標	2030(R12) 年度 目標
エネルギー起源 二酸化炭素(CO ₂)	公用車以外の燃料	410	316	201	23.0%	51.0%
	電気	3,519	2,710	1,548	23.0%	56.0%
	公用車の燃料	218	183	141	16.0%	35.0%
非エネルギー起源 二酸化炭素(CO ₂)	一般廃棄物焼却	2,941	2,529	1,588	14.0%	46.0%
二酸化炭素(CO ₂)計		7,088	5,738	3,479	19.1%	50.9%
メタン (CH ₄)	ガス機関 家庭用機器 公用車の走行	51	48	46	7.0%	11.0%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水等処理 浄化槽 一般廃棄物焼却	123	119	102	3.0%	17.0%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	公用車のエアコン	2	2	2	0.0%	0.0%
温室効果ガス総排出量		7,264	5,906	3,628	18.7%	50.0%

※端数処理（四捨五入）により、合計が一致しない場合があります。

第5章 目標達成に向けた取り組み

5.1 取り組みの基本方針

2030（令和12）年度温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、政府実行計画では、表5－1の取り組みが示されています。

表5－1 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

本市においてもこの目標を参考に、次のとおり温室効果ガス排出量の削減のための基本方針を定め、取り組みを実施します。

基本方針1

・再生可能エネルギーの導入推進

基本方針2

・公共施設の脱炭素化の推進

基本方針3

・公用車の脱炭素化の推進

基本方針4

・業務の脱炭素化の推進

基本方針5

・一般廃棄物の削減

5.2 具体的な取り組み内容

5.2.1 基本方針1 再生可能エネルギーの導入推進

温室効果ガスを排出しないエネルギー源である、再生可能エネルギーの積極的な活用を図ります。また、環境負荷の低減だけでなく、エネルギーの分散確保の観点からも、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を進めます。

①太陽光発電設備等の導入の推進

- ・設置可能な建築物・敷地の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。
- ・公共施設の新築・改修時に太陽光発電設備等の導入を検討します。
- ・公共施設や市有地では、初期投資を必要としないPPAモデルによる太陽光発電設備の導入を検討します。

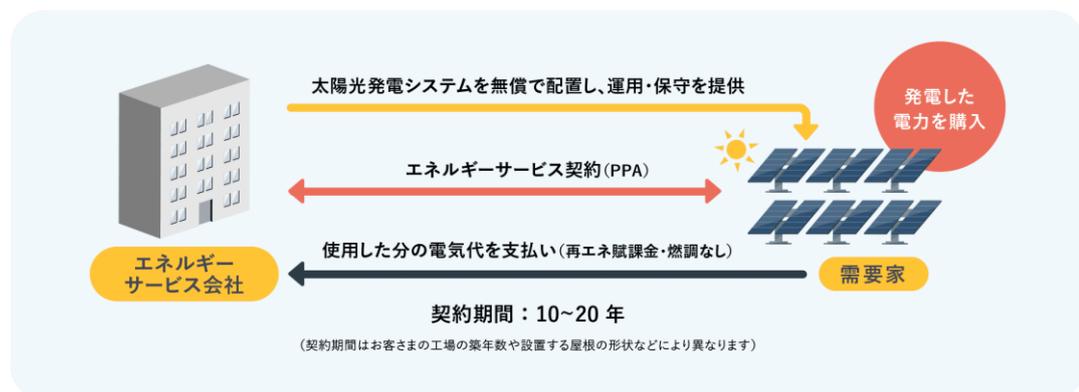
②再生可能エネルギー電力の調達の推進

- ・消費電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。
- ・二酸化炭素排出係数が少ない電力への切り替えを推進します。

PPAモデルとは

初期投資0円で発電設備を設置しその電気を利用することで電気料金とCO₂排出を削減することができます

PPA (Power Purchase Agreement) とは電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができます。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。



出典：再エネスタート（環境省 <https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/howto/03/>）

5.2.2 基本方針2 公共施設の脱炭素化の推進

「勝浦市公共施設等総合管理計画（令和5年3月）」の方針に基づいた公共施設等の維持管理や修繕・更新の際に、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や建築物の高断熱化などを行い、庁舎・出先機関、インフラ施設等、各施設の脱炭素化を図ります。

①公共施設の省エネルギー化

- ・新築の建築物はZEB Ready相当以上を目指し、既存建築物の改修時はZEB化や省エネ性能の向上を検討します。
- ・高断熱ガラスや二重サッシ等を導入し、断熱性能の向上を図ります。
- ・BEMS（ビル・エネルギー管理システム）を導入し、エネルギー消費量の削減を図ります。
- ・デマンド（需要電力）制御を実施し、ピーク電力の削減を図ります。

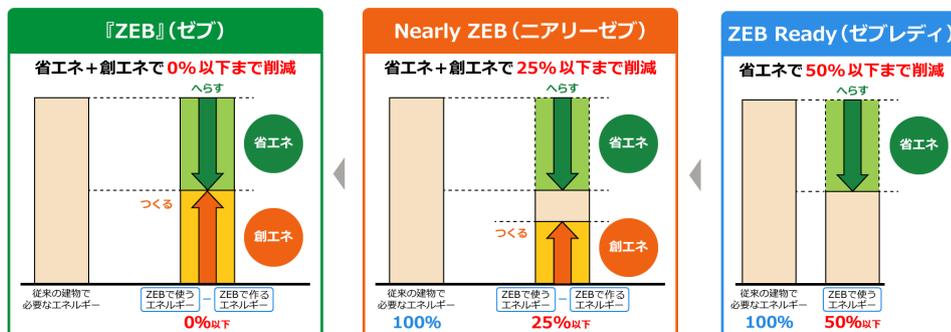
②省エネルギー機器の導入

- ・LED照明の導入・更新を行い、導入率100%を目指します。
- ・人感センサー・調光制御機器の導入や、照明対象範囲の細分化・適正配置を図ります。
- ・高効率空調設備や全熱交換器等の導入や、空調対象範囲の細分化を図ります。

ZEBとは

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

建物のエネルギー消費量をゼロにするには、大幅な省エネルギーと、大量の創エネルギーが必要です。そこで、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階のZEBシリーズが定義されています。



出典：ZEB PORTAL（環境省 <https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/>）より一部加工

5.2.3 基本方針3 公用車の脱炭素化の推進

電動車の導入、エコドライブの推進とともに公用車の適正管理に取り組み、公用車の脱炭素化を図ります。

①電動車の導入

- ・代替可能な電動車がない場合等を除き、公用車の新規導入・更新については全て電動車とします。

②エコドライブの推進

- ・エコドライブを推進します。
- ・近距離の移動は自転車や原動機付自転車等を使用します。
- ・出張時は乗り合わせを推奨し、遠方への出張などは公共交通機関を利用します。

③公用車の適正管理

- ・使用実態を把握し、必要台数の見直し及び一元管理を推進します。
- ・事業系公用車（ごみ収集車、衛生処理回収車など）を効率的に運行します。

5.2.4 基本方針4 業務の脱炭素化の推進

職員一人ひとりの意識啓発を進め、全庁的な電気使用量の削減や、環境に配慮した製品の調達、省資源・再資源化に対する意識や取り組みを定着させます。

①省エネルギー行動の推進

- ・勤務時間外や、共用部分・使用していない部屋等の照明は、支障のない範囲で消灯します。
- ・空調の設定温度や使用時間等の適正化を図り、使用していない部屋の空調を停止します。
- ・カーテン、ブラインド等による断熱対策や、窓の開閉による室温調整を図ります。
- ・0A機器は、可能な範囲で省電力モードや休止モードを適用します。
- ・エレベーターの使用を控え、通常時は階段を利用します。
- ・照明機器や空調機器の定期的な清掃及び保守点検を行い、効率的な運用を行います。
- ・節電推進員が率先して節電、省エネに努め、職員の意識啓発を推進します。
- ・省エネ診断などを受診し、電力使用の適正化に努めます。

②省資源化の推進

- ・トイレや洗面所において節水に努めます。
- ・庁内情報システムを有効活用して電子化を進め、印刷の削減を図ります。
- ・印刷する場合は、資料の共有・簡略化を図ったうえで、両面印刷や裏面利用に努めます。
- ・ごみの分別を徹底し、再資源化・減量化を図ります。
- ・封筒やファイル等の再利用を促進します。
- ・トナーカートリッジの回収及びリサイクルを推進します。

- ・「勝浦市グリーン購入推進方針」に基づき、グリーン購入を推進します。
- ・「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取り組みを推進します。

③ワークライフバランスの確保

- ・庁舎全体の一斉退庁により省エネの推進を図ります。
- ・事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- ・テレワークや、Web会議システムを積極的に活用します。

5.2.5 基本方針5 一般廃棄物の削減

家庭や事業所から出される可燃ごみの減量化や分別の徹底、また4R運動（リフューズ（Refuse）、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle））の推進によりごみの焼却を削減し、環境負荷の低減を図ります。

①ごみの減量化

- ・可燃ごみの有料化により、ごみの減量化を図ります。
- ・粗大ごみの有料化により、ごみの減量化を図ります。
- ・生ごみ処理容器等の購入費補助事業により、ごみの減量化を図ります。
- ・簡易包装やマイバッグの利用推進により、ごみの減量化を図ります。

②資源リサイクル

- ・4R運動の推進により、廃棄物中の廃プラスチック類比率の削減を図ります。
- ・分別ルール周知徹底により、リサイクルを推進します。
- ・家庭から出る廃食用油の回収事業により、リサイクルを推進します。

第6章 計画の推進体制と進捗管理

6.1 推進体制と役割

6.1.1 地球温暖化防止対策推進会議

本市の地球温暖化防止対策実行計画を全庁的に推進するため、「勝浦市地球温暖化防止対策推進会議（以下、「推進会議」という。）」を設置しています。

推進会議は、庁内の横断的な地球温暖化対策の取り組みの調整や計画の進捗管理などを行い、その結果を市長に報告し、温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けた更なる取り組みにつなげていきます。

6.1.2 地球温暖化防止対策推進委員会

推進会議内に、各所属における取り組みの適正な実施を推進するため「推進委員会」を設置しています。

推進委員会は、各所属の職員に取り組みの啓発や指導をし、その進捗状況等を推進会議及び事務局（生活環境課）に報告します。

6.1.3 各担当課（温暖化防止活動責任者及び節電推進員）

各所属の課長等は温暖化防止活動責任者として、所属の温暖化防止対策の重点目標を定め、所属の職員に指示するとともに、進捗状況等を事務局（生活環境課）に報告します。

また、電気使用量に伴う温室効果ガス排出量が全体の約5割を占めていることから、各所属に「節電推進員」を配置し、節電に重点を置いた取り組みを推進します。

6.1.4 事務局

事務局を生活環境課に置き、推進委員会、温暖化防止活動責任者、節電推進員等との連携調整を図り、取り組み状況の調査票の配布・集計・分析を行い、目標の達成に向けて取り組みを推進します。

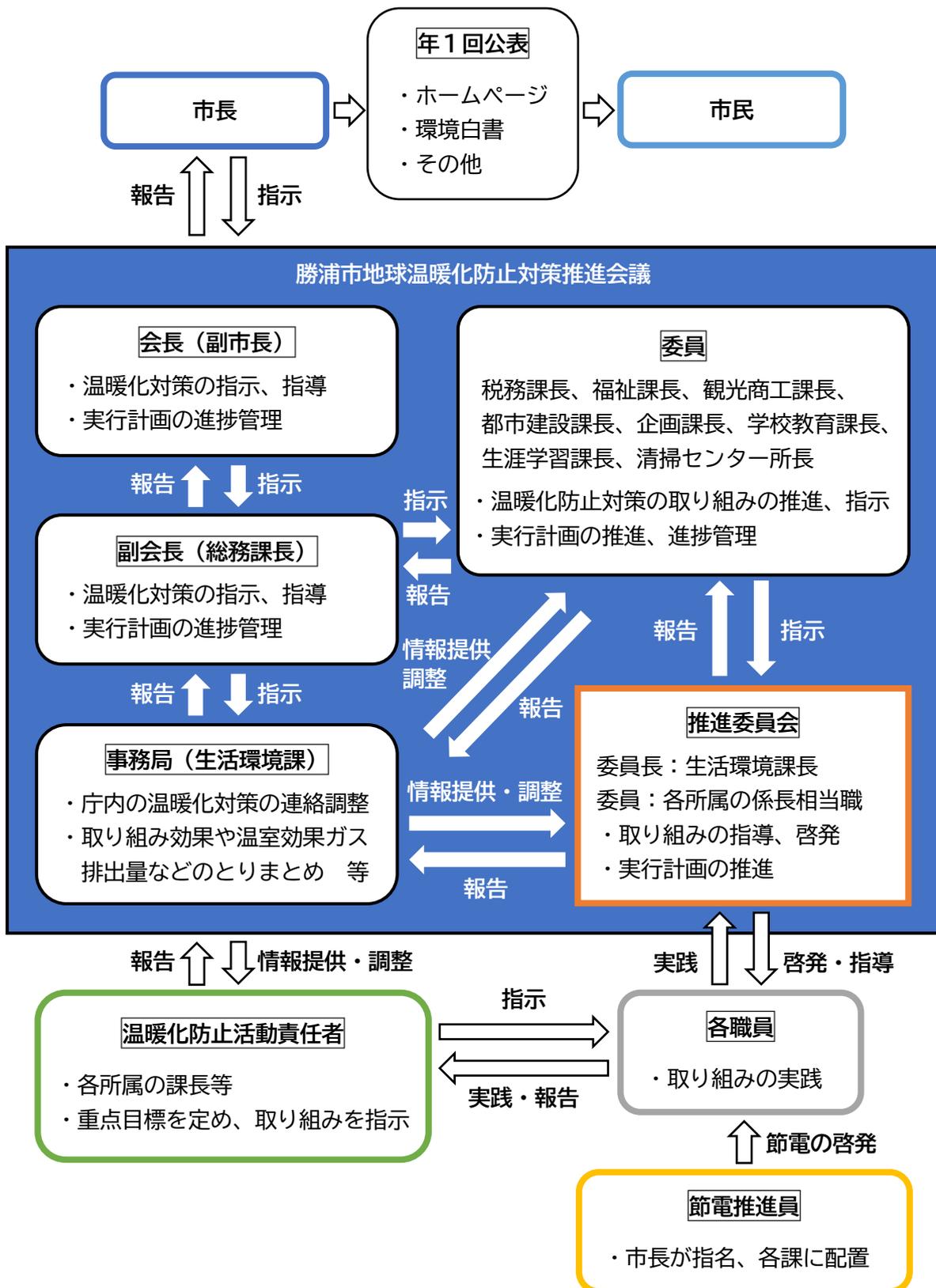


図6-1 推進体制

6.2 点検・評価・見直し

本市における温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けた取り組みや温室効果ガス排出量の状況を把握し、本計画の進捗管理を推進するため、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Act（改善）の4段階を繰り返し（カーボンマネジメント）、点検・評価・見直しを行います。

また、毎年の取り組みに対する「PDCA」を繰り返すとともに、実行計画の見直しに向けた「PDCA」を推進します。

6.2.1 毎年のPDCA

事務局（生活環境課）で温室効果ガス排出量や取り組みの効果などについてとりまとめ、推進会議に報告します。報告を受けた推進会議は、取り組みの進捗状況について、毎年1回、点検・評価を行い、市長に報告するとともに、次年度の取り組み方針などを決定します。

6.2.2 計画見直し時期までのPDCA

推進会議は実行計画の円滑な推進を図るため、毎年1回進捗状況を点検・評価し、点検・評価結果や進捗状況をもとに、必要がある場合には、実行計画の改定を行います。



図6-2 PDCAサイクル

6.3 進捗状況の公表

市長は、各年度の温室効果ガス総排出量や温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けた取り組みの状況などをとりまとめ、市のホームページや環境白書などにより、年1回公表します。

資料編

対象とする施設等一覧

改定第3次実行計画の対象とする施設等は次のとおりです。

なお、分類・施設名称等は「勝浦市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改定）」から引用しています。

【対象とする施設等一覧】

用途分類		施設名称
大分類	中分類	
学校教育系施設	学校	勝浦小学校※1、豊浜小学校※2、興津小学校※3、上野小学校、総野小学校※2、勝浦中学校※4
	学校給食共同調理場	学校給食共同調理場※5
市民文化系施設	文化施設	勝浦市芸術文化交流センター※6
	集会施設	勝浦集会所※7、興津集会所（（旧）興津中）※8、上野集会所、総野集会所
	その他集会施設	中倉農村交流館
社会教育系施設	図書館	勝浦市立図書館※7
スポーツ施設	スポーツ施設	荒川テニスコート、（旧）興津中学校※4、（旧）北中学校※4
産業関連施設	観光関連施設	駅前観光案内所、KAPPYビジターセンター
子育て支援施設	幼保・こども園	上野保育所、総野保育所、勝浦こども園※9
	幼児・児童施設	かつうら放課後ルーム※10
保健・福祉施設 ※11	保健施設	国民健康保険勝浦診療所、勝浦市保健福祉センター
行政系施設	庁舎等	勝浦市役所庁舎、勝浦市役所庁舎別館
	防災関連施設	防災備蓄センター（福祉避難所）（備蓄倉庫）、防災行政無線
	消防施設	各消防団詰所
	その他行政系施設	生涯学習課体育倉庫
供給処理施設	水道関連施設	佐野浄水場※12
	廃棄物処理施設	勝浦市クリーンセンター、勝浦市衛生処理場
その他 建築系公共施設	斎場・墓苑	かつうら聖苑
	その他建築系公共施設	各公衆トイレ
	（旧）小学校	（旧）行川小学校※13、（旧）清海小学校※14
	その他	千葉県立大原高等学校 （旧）勝浦若潮キャンパス※15
インフラ系施設	道路	道路附属物（部原簡易パーキング、街路灯、トンネル照明）

- ※1 2019（平成31）年4月 郁文小学校を統合。
- ※2 2026（令和8）年4月 勝浦小学校と統合予定。
- ※3 2026（令和8）年4月 上野小学校と統合予定。
- ※4 2017（平成29）年4月 勝浦中学校、興津中学校、北中学校の3校が統合。
- ※5 2014（平成26）年4月 新施設稼動に伴いオール電化。
- ※6 2010（平成22）年3月 市民会館閉鎖。
2014（平成26）年12月 勝浦市芸術文化交流センター（Küste）竣工。
- ※7 勝浦市立図書館の2階部分を勝浦集会所として使用。
- ※8 2020（令和2）年4月 旧興津中学校に興津集会所を移転。
- ※9 2020（令和2）年1月 中央保育所及び勝浦幼稚園を統合し、認定こども園を設置。
- ※10 （旧）児童館（勝浦市こども館）を使用。
- ※11 2019（平成31）年4月 勝浦市デイサービスセンター及び勝浦市特別養護老人ホーム
総野園を譲渡。
- ※12 2025（令和7）年4月 夷隅郡市広域市町村圏事務組合に統合・広域化予定。
- ※13 2008（平成20）年3月 閉校。
- ※14 2016（平成28）年4月 上野小学校と統合。
- ※15 2020（令和2）年3月 勝浦市こども館が移転。

電気事業者別排出係数

他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定には、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号ハの規定に基づき、毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数（毎年度、環境省ホームページで公表される「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」の実排出係数）を使用します。

一般廃棄物中の水分含有率及び廃プラスチック類比率

一般廃棄物中の水分含有率及び廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く）の比率は、ごみ焼却施設のピット中のごみ組成分析結果（年4回）の平均値を利用します。

事務・事業の区分

改定第3次実行計画における主な事務系・事業系の区分は次のとおりです。

【事務事業区分】

	区分	大分類	施設等名称
事務系	本庁舎の事務	行政系施設	勝浦市役所庁舎、勝浦市役所庁舎別館
	他の事務	学校教育系施設	小中学校
		市民文化系施設	勝浦市芸術文化交流センター、各集会所、中倉農村交流館
		社会教育系施設	勝浦市立図書館
		スポーツ施設	荒川テニスコート、(旧)興津中学校、(旧)北中学校
		産業関連施設	駅前観光案内所、KAPPYビジターセンター
		子育て支援施設	保育所、勝浦こども園、かつうら放課後ルーム
		保健・福祉施設	国民健康保険勝浦診療所、勝浦市保健福祉センター
		行政系施設	防災備蓄センター(福祉避難所)(備蓄倉庫)、防災行政無線、各消防団詰所、生涯学習課体育倉庫
		その他 建築系公共施設	公衆トイレ、(旧)行川小学校、(旧)清海小学校、千葉県立大原高等学校(旧)勝浦若潮キャンパス
		インフラ系施設	道路附属物(部原簡易パーキング、街路灯、トンネル照明)
事業系	一般廃棄物 焼却事業	供給処理施設	勝浦市クリーンセンター
	他の事業	学校教育系施設	学校給食共同調理場
		供給処理施設	佐野浄水場、勝浦市衛生処理場
		その他 建築系公共施設	かつうら聖苑

第3次計画における排出量実績

【温室効果ガス種別の排出量】

(単位：kg-CO₂)

エネルギー種別	2013(H25)	2022(R04)	2030(R12)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)
	年度 基準 (実績)	年度 中間 目標	年度 改定前 目標	年度 実績								
二酸化炭素(CO ₂)	7,087,875	5,737,607	5,043,563	5,821,854	5,542,905	6,239,707	5,795,482	5,659,787	5,100,274	5,177,159	5,101,748	5,616,339
エネルギー起源	4,146,600	3,208,111	2,514,066	3,801,198	3,803,537	3,673,390	3,573,745	3,450,992	3,080,465	2,996,956	3,091,655	3,293,050
公用車以外の燃料	409,882	315,609	245,929	326,555	306,765	326,543	346,263	316,773	184,436	207,346	255,051	387,152
電気	3,519,167	2,709,758	2,111,500	3,282,127	3,311,574	3,159,658	3,049,402	2,963,826	2,724,945	2,640,672	2,686,788	2,754,918
公用車の燃料	217,551	182,743	156,637	192,517	185,199	187,189	178,079	170,393	171,084	148,938	149,816	150,981
非エネルギー起源	2,941,275	2,529,496	2,529,496	2,020,655	1,739,367	2,566,316	2,221,737	2,208,795	2,019,810	2,180,203	2,010,093	2,323,289
メタン(CH ₄)	51,473	47,870	45,142	51,567	52,860	52,236	50,619	47,922	47,563	38,713	38,834	41,825
一酸化二窒素(N ₂ O)	123,064	119,372	115,557	117,677	115,442	118,731	118,488	114,204	107,116	98,744	103,844	99,318
フロン(HFC)	1,541	1,541	1,541	1,502	1,487	1,474	1,487	1,487	1,503	1,486	1,471	1,459
合計	7,263,953	5,906,390	5,205,802	5,992,599	5,712,694	6,412,148	5,966,076	5,823,400	5,256,457	5,316,101	5,245,897	5,758,940

【エネルギー種別の排出量】

(単位：kg-CO₂)

エネルギー種別	2013(H25)	2022(R04)	2030(R12)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)
	年度 基準 (実績)	年度 中間 目標	年度 改定前 目標	年度 実績								
公用車以外の燃料	409,882	315,609	245,929	326,555	306,765	326,543	346,263	316,773	184,436	207,346	255,051	387,152
電気	3,519,167	2,709,758	2,111,500	3,282,127	3,311,574	3,159,658	3,049,402	2,963,826	2,724,945	2,640,672	2,686,788	2,754,918
公用車の燃料	217,551	182,743	156,637	192,517	185,199	187,189	178,079	170,393	171,084	148,938	149,816	150,981
一般廃棄物焼却	3,054,266	2,638,614	2,634,845	2,128,523	1,843,754	2,675,124	2,331,283	2,313,585	2,117,635	2,273,753	2,109,399	2,416,299
公用車の走行	6,105	5,911	5,715	4,664	4,829	4,540	4,348	4,084	4,270	3,591	3,545	3,675
家庭用機器	307	291	277	342	370	426	386	382	273	319	471	94
ガス機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,673
下水処理等	13,944	13,094	12,424	12,189	12,381	11,404	10,816	10,845	10,713	10,746	8,888	9,089
浄化槽	41,189	38,829	36,933	44,181	46,335	45,790	44,011	42,025	41,598	29,249	30,468	32,600
公用車のエアコン	1,541	1,541	1,541	1,502	1,487	1,474	1,487	1,487	1,503	1,486	1,471	1,459
合計	7,263,953	5,906,390	5,205,802	5,992,599	5,712,694	6,412,148	5,966,076	5,823,400	5,256,457	5,316,101	5,245,897	5,758,940

【部署別の排出量】

(単位：kg-CO₂)

部署別	2013(H25)	2022(R04)	2030(R12)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)
	年度 基準 (実績)	年度 中間 目標	年度 改定前 目標	年度 実績								
総務課	402,705	310,891	243,010	377,489	372,559	382,063	372,302	351,897	358,081	347,389	332,978	368,372
消防防災課	29,835	23,912	19,513	25,500	28,537	26,038	24,314	24,672	28,815	22,706	21,690	20,200
企画課	18,382	15,498	13,332	23,143	2,826	16,516	13,556	18,206	1,219	661	684	0
財政課	14,867	12,594	10,882	14,610	15,090	14,547	14,279	13,088	12,428	7,725	9,047	9,507
税務課	1,821	1,506	1,270	1,801	1,600	1,918	1,802	1,273	1,705	1,039	1,496	1,313
市民課	3,229	2,730	2,355	3,174	3,147	3,281	3,290	3,305	4,455	3,691	3,773	4,113
高齢者支援課	6,112	5,184	4,485	5,718	6,627	5,934	5,935	6,124	4,598	3,639	3,908	3,686
生活環境課	81,816	63,396	49,771	75,133	75,553	71,566	76,705	73,443	69,152	77,039	74,561	68,897
清掃センター	4,392,119	3,677,625	3,452,766	3,056,946	2,810,886	3,639,022	3,254,514	3,129,081	2,922,135	3,059,356	2,839,907	3,153,978
都市建設課	221,692	171,724	134,766	210,244	203,751	194,809	188,228	183,997	176,352	168,712	171,935	167,614
農林水産課	7,485	6,196	5,232	7,016	6,879	5,872	5,778	5,251	4,752	4,331	4,057	4,132
観光商工課	36,177	29,770	24,992	43,110	45,273	32,982	38,786	32,863	33,077	23,614	21,268	288,229
福祉課	406,057	314,994	247,629	383,342	333,639	324,268	368,035	380,295	118,698	110,699	112,490	114,590
勝浦診療所	12,688	9,991	7,992	11,443	10,958	9,913	12,242	12,063	11,356	11,100	12,242	11,789
水道課	974,237	751,009	585,992	963,376	908,786	816,985	836,287	815,375	786,436	761,300	766,037	727,111
議会事務局	1,545	1,308	1,129	1,316	1,645	1,541	1,347	1,069	1,181	301	314	512
選挙管理委員会	0	0	0	1,072	0	200	0	0	0	0	0	0
学校教育課	419,049	326,362	257,770	384,546	383,843	357,451	220,951	245,690	245,641	238,290	274,810	263,861
生涯学習課	7,530	5,920	4,726	8,069	9,016	9,434	18,962	19,133	16,251	15,765	11,265	11,580
公民館	19,808	15,844	12,900									
芸術文化交流センター				111,290	212,642	228,165	224,372	219,522	198,365	211,739	314,978	261,877
図書館	38,922	30,450	24,178	37,752	35,047	35,437	35,397	32,588	33,420	28,161	25,100	23,855
学校給食共同調理場	167,876	129,488	101,109	246,507	244,392	234,205	248,993	254,467	228,341	218,845	243,354	253,725
合計	7,263,953	5,906,390	5,205,802	5,992,599	5,712,694	6,412,148	5,966,076	5,823,400	5,256,457	5,316,101	5,245,897	5,758,940

第3次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画
事務事業編（改定版）
2025年度～2030年度

発行：勝浦市生活環境課
〒299-5292 千葉県勝浦市新官 1343 番地 1
<https://www.city.katsuura.lg.jp/>